

令和4年9月27日

株式会社 中国銀行

普通預金口座にかかる手数料の新設・改定について

当行では、令和5年1月4日（水）以降に開設される下記1. の条件に該当する普通預金口座を対象に「口座開設手数料」を新設することとなりました。あわせて令和3年1月4日以降に開設された普通預金口座を対象としていた「未利用口座管理手数料」を、令和3年1月3日以前に開設された普通預金口座にも適用させていただきますので、お知らせします。

1. 口座開設手数料の新設について

(1) 新設の目的

口座開設における弊行の確認作業の事務負担などを考慮し、お客さまに応分の費用をご負担いただくことで、お客さまへのサービスの維持・向上に取り組んでまいります。

(2) 概要

新 設 日	令和5年1月4日（水）
対 象	令和5年1月4日（水）以降に開設される普通預金口座で、次のいずれかに該当する場合 ・任意団体 ^(※1) 、権利能力なき社団・財団 ^(※2) が開設する口座 ・破産管財人が開設する口座、または民事再生手続き、会社更生手続きにより開設する口座 (※1) 任意団体とは、それぞれの個人や法人等に帰属する預金を合算して口座を開設するお客さまのことをいいます。 (例：旅行積立金、親睦会費、預り金、JV 等) (※2) 権利能力なき社団・財団とは、社団や財団としての実体を有しているが、法人格のない団体をいいます。 (例：PTA、マンション管理組合、町内会 等)
対 象 外 (手数料無料)	中国銀行が取扱う信託商品利用のために普通預金口座を開設する場合
手 数 料 金 額	1口座あたり5,500円（税込）

2. 未利用口座管理手数料の改定について

(1) 改定の目的

○口座の恒常的なご利用をお願いするとともに、長期間利用されていない口座が不正利用されることによるお客さまの被害を防止することを目的としております。

○お客さまに口座管理にかかる応分の費用をご負担いただくことで、お客さまへのサービスの維持・向上に取り組んでまいります。

(2) 概要

改 定 日	令和5年1月4日（水）
対 象	最後のお預け入れ（当該普通預金のお利息入金を除きます）または払戻し（本手数料の引落しを除きます）から2年以上、お預け入れまたは払戻しができない普通預金口座が本手数料の対象となります。
対 象 外 （手数料無料）	<ul style="list-style-type: none">・預金残高が1万円以上ある場合・当該口座を特約とするお預かり資産（定期預金、積立定期預金、投資信託等）が1円以上ある場合・当該口座を返済用口座とするお借入がある場合・教育資金専用口座等の専用口座・遺言信託等の信託商品をご契約いただいているお客さま名義の口座
手 数 料	年間1,320円（年間）
手数料の引落し方	<p>(1)本手数料引落しの対象となるお客さまには、事前に「ご案内」を届出住所にお送りします。</p> <p>(2)「ご案内」の発送から一定期間（3か月）経過後も利用や解約がない場合、当該口座から本手数料を引落します。</p> <p>(3)残高不足により本手数料の引落しができなかった場合、残高全額を引落し、当該口座を自動的に解約させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none">・「ご案内」が到着しなかった場合も、通常到達すべき時に到達したものとみなします。・お借り入れの返済口座となっている場合等、条件によっては当該口座を解約しない場合もございます。
備 考	<ul style="list-style-type: none">・令和5年1月3日以前の期間は未利用期間に含めません。・本手数料の引落しは令和7年6月以降の予定です。・本手数料は2年以上ご利用されていない普通預金口座を対象とするものであり、日頃から入出金や口座振替などのお取引をいただいているお客さまの口座が対象となることはございません。

以 上